平成 31 年度　社会福祉法人 信濃友愛会　事業計画

１．法人理念・基本理念

≪法人理念（スローガン）≫

人と人とがめぐり会い、愛と愛とが出逢うとこ

～共に楽しみ、共に生きる～

≪基本理念≫

〇ひとり一人の存在が大切にされるところ
〇みんなの個性が発揮できるところ
〇安心と安全を提供できるところ

２．法人重点方針

① 重点方針

◇小さな権利侵害を見逃さない法人をめざす。
◇障害者差別解消法及び虐待防止法､障害者総合支援法等の理解を深め、対応に努める。
◇法人研修や専門研修に出席し、職員の支援の質を高めると共に、関係機関との連携を深める。

② 主な事業計画

４月　１日（月）	辞令交付
４月１９日（金）	フレッシュ＆リフレッシュ研修（事業所巡り新人研修）
６月	評議員会・理事会
８月２４日（土）	人権研修①
１１月１２日（火）	アイ・ワールド展（豊科近代美術館）～２４日（日）
１０月１９日（土）	秋の法人職員全体研修
１０月	評議員会・理事会
１月２５日（土）	人権研修②
３月	評議員会・理事会／懇親会・歓送迎会
３月３０日（月）	法人職員全体研修

その他　　管理者会・幹部会・倫理委員会等各種委員会（毎月）
満足度調査等アンケート、家族会懇談会（随時）、等

平成 31 年度　障害者支援施設「四賀アイ･アイ」事業計画

【重点目標】

『みんなで声をかけ合って、みんなが笑顔になれる支援を目指します　～一人ひとりが主人公になる～』

【事業の目的】

ひとり一人の人権と個性が理解尊重され、その人らしさが発揮でき、生きがいの持てる地域の福祉拠点を目指します。若い方から歳を重ねてこられた方までいますが、笑顔と笑い声が充ち溢れ、文化活動があり、人々の交流があり、誰においても家庭的で温かな雰囲気を目指します。

【事業の方針】

①ワクワク体験で楽しさと笑顔を演出します。
②人との出会いで、双方が笑顔になります。
③心と体の健康を追求します。
④職員の個性やカラーを発揮します。

【事業計画・内容】

（１）施設入所支援（定員３５名）
夜間の見守りと見回りから安心と安全を提供していきます。

（２）生活介護　　（定員５０名）
①お楽しみの演出とふれあいの交流を企画します。
外出企画、余暇企画、ふれあい企画、運動企画等を企画します。
②一人ひとりが主人公になるステージを提供します。
必ずどこかで主人公になれる演出をします。
③可能性の追求をします。
社会体験や芸術活動、新しい事にも挑戦し可能性や情緒豊かな生活を目指します。

（３）短期入所・日中一時事業・タイムケア事業
地域貢献と位置付け、地域の在宅支援を支えます。

（４）障害特性と個性を尊重した支援
研修等に参加し、職員のスキルアップを目指します。

（５）体と心の健康を考えます。
①医療との連携、楽しい運動、
②おいしい食事、楽しい食事を工夫します。

（６）チーム支援を目指す
研修の振返りができ、職員間の議論が活発に交わされる機会を設けていきます。

（７）主な年間行事計画
□毎月企画（誕生会・希望メニューの日・酒の日等）　□誕生日外出
□アイ･アイ祭（10/26）　□旅行（6･9･10･11 月予定）　□クリスマス会（12/20）
□国立音大交流と流しそうめん（8 月上旬）　□訪問リハビリ（毎月）　　等々

平成 31 年度　多機能型事業所「あいらいふ南原」事業計画

【重点目標】

「明日も来るのが楽しみです。」を約束します。

【事業の目的】

障がいのある方の日中の事業所として人権を守り、個性を尊重しながら快適な生活を送るための支援をします。

【事業の方針】

① 地域に開かれた事業所をめざし地域貢献をします。

② 利用者の困り感（ニーズ）を把握し、計画相談と個別支援計画を意識しながら支援をします。サービスを提供するにあたっては利用者の家庭・関係機関とよく連携を取っていきます。

③ 職員は積極的に研修会に参加して研鑽を深めます。

【事業計画・内容】

(1) 生活介護（定員 10 名）

～チャレンジ！あなたが笑顔で活躍できる場所を作ります。～

①安心して生活できるように工夫し、その人に合った支援を行います。

②心身共に健康な体作りをします。

③周りの人に喜ばれたり地域の中で活躍できる機会を作ります。

(2) 就労継続支援Ｂ型（定員 10 名）

～この仕事は私に任せて下さいと言えるような職場を目指します～

①個々に合わせた支援の工夫をして仕事を任せます。

②自分で考えて行動できる力を信じて引きだします。

(3) 全体行事

日帰り旅行・夏祭り・交通安全教室・餅つき・成人式等を行います。

平成 31 年度　共同生活援助事業所　事業計画
（グループホーム）

【重点目標】

『一人ひとりの“おもい”に寄り添える支援を目指します。～評価を共有しよう～』

【事業の目的】

日中活動と夜間の生活の場を完全に分離し、少人数の「より家庭に近い」場を提供しながら、利用者が地域において自立した日常生活や社会生活が送れるよう総合的な支援を行います。

【事業の方針】

① 利用者一人ひとりが各グループホームでの暮らしに困り感がなく安心して暮らせるよう、きめ細かい支援を行う為に、利用者及び職員と話す時間の工夫と連携に努めます。

② サービス管理責任者を中心に世話人、家族、各関係機関が連携を保ち、より良いサービスが迅速に行えるように努めます。

③ 計画相談・個別支援計画を意識した支援と振り返りを行います。

【事業計画・内容】

(1) 共同生活援助事業所　寒梅（定員 5 名）

① 夜間や休日、共同生活を行う居宅で相談や日常生活の援助（買い物支援、余暇支援、他事業所及び就労先との連携）を行います。

② 非常時に対応できるように避難訓練を行い、避難の仕方を学びます。

③ 新しく入居される方と現在入居している方のフォローをしていきます。

(2) 共同生活援助事業所　茶楽（定員 4 名）

① 夜間や休日、共同生活を行う居宅で相談や日常生活の援助（買い物支援、余暇支援、他事業所及び就労先との連携）を行います。

② 非常時に対応できるように避難訓練を行い、避難の仕方を学びます。

(3) 共同生活援助事業所　よつば（定員 7 名）

① 夜間や休日、共同生活を行う居宅で相談や日常生活の援助（買い物支援、余暇支援、他事業所及び就労先との連携）を行います。

② 非常時に対応できるように避難訓練を行い、避難の仕方を学びます。

(4) グループホーム毎、スタッフ、他事業所との連携

① スタッフ連絡会

・管理者・サビ管・生活支援員が毎月集まり、現状把握及び利用者支援の方向性等の検討を行います。

② グループホームごとの世話人連絡会

・管理者・サビ菅・生活支援員・各グループホーム世話人が毎月集まり、各利用者のモニタリング等を行います。

・各会議(研修会・支援会議・医務連絡会)の報告及び情報共有を行います。

③ 居宅介護事業所との調整連絡・連携

・毎月、身体介護の調整、利用者余暇支援の調整を状況に合わせて行います。

④ 支援会議への参加

・各利用者の支援会議へ参加し関係機関と情報共有を行います。

⑤ 医務連絡会への参加

・サビ管が隔月(偶数月)で参加し体調面の共有を行います。

⑥ 各種研修会等への参加

・世話人・サビ菅・管理者が研修へ参加し、情報収集を行います。

⑦ 避難訓練

・管理者・サビ菅・生活支援員・世話人・利用者が年２回(９月、３月)行います。

⑧ 自己チェックの実施

・生活支援員・世話人・サビ菅・管理者が年２回(９月、３月)日々の支援の振り返りを行います。

平成 31 年度　居宅介護事業所「あいさぽーと」事業計画

【重点目標】

『あなたらしさ、知って・活かして・繋げていこう～いろんな挑戦し続けよう～』

【事業の目的】

自立と社会参加、願いの実現に向けて、あいさぽーとに関わる全ての人の
権利や、持っている力を尊重した活気ある居宅介護事業の提供を目的とします。

【事業の方針】

① 法人の理念に基づき、地域に根付いた事業所を目指します。
② あらゆる権利を尊重し、より本人らしい暮らしの実現を応援します。
③ 利用者・家族及び職員等、関わる全ての笑顔を大切にします。

【事業計画・内容】

(1)　居宅介護事業等

① 居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助　等)
地域で暮らす利用者の、入浴・排せつまたは食事の介助、
調理・洗濯・掃除などの生活援助、通院の介助を行います。

② 行動援護
外出時等に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。

③　同行援護
視覚障害のため移動に困難を有する際、必要な支援を行います。

(2)　移動支援事業＜地域生活支援事業に基づくサービスの提供＞
社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等に参加する為の支援を行います。

(3)　福祉有償運送事業
さまざまな事情から単独では公共交通機関を利用することが困難な
移動制約者に対し、個別輸送サービスを提供します。

(4)　職員のスキルアップとフォローアップ
各種研修会への参加やケース検討等を通じ、職員間の情報共有及び
支援の質の向上を図ります。また、個々のアイデアやひらめきを大切にして、
チームとして最大限の力を発揮できるよう、挑戦し続けていきます。

平成 31 年度　障がい者相談支援センター「あいほっと」事業計画

【重点目標】

『　松本地域でのよりよい生活を考えます
～あなたも力を持ってます　私たちが応援します～　』

【事業の目的】

障がいのある方が松本地域で安心して暮らしていけるよう、様々な機関と連携しながら、ご本人の持つ力を活かした相談支援を提供することを目的とします。

【事業の方針】

①松本圏域相談支援体制の確立に向けて、各関係機関（行政、事業所、圏域の総合相談支援センター等）と協働していきます。

②自立支援協議会、松本市ケアマネジメント連絡会等に参加し、地域の共通の課題を把握しながら、フォーマル・インフォーマルな社会資源の改善及び開発に努めます。

③法人内外の研修会への参加や定期的なケース検討を通じ、相談支援の質の向上に努めます。

④法人内の各事業所との連携を強化し、より円滑で上質なサービスの提供を目指します。

⑤幅広い分野から柔軟に知識を吸収し、より豊かな情報提供を心がけます。

【事業計画・内容】

（１）指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

① 基本相談

松本圏域の障がいのある方が地域で安心して生活するための相談及び支援を行います。

② 計画相談

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング（計画の見直し等）を行います。

・行政及び関係者で構成するサービス担当者会議等の招集を行います。

・福祉サービス等の利用に関する調整を行います。

（２）指定一般相談支援事業

① 地域移行支援

・障害者支援施設等に入所されている方、又は精神科病院に入院されている方が地域生活に移行していくための相談、外出同行支援等を行います。

・地域生活移行支援計画の作成及び見直しを行います。

②地域定着支援

・単身等で生活され、緊急の支援体制が必要と見込まれる方に対して 24 時間 365 日の連絡体制の確保、緊急の訪問や相談等の対応を行います。

・定着支援台帳と地域定着支援計画の作成及び見直しを行います。